

福岡の果樹特別対策事業実施要領

公益社団法人ふくおか園芸農業振興協会

第1 目的

果樹の作付け面積は生産者の高齢化等により減少傾向にあるとともに、消費量についても同様の傾向にある。

この課題を解決するため、本県においては、ブランド力の強化と農家の経営安定を図るため、いろいろな品目で新たな品種が育成され、それらの優良品種への転換を推進するとともに、省力化を図るため、作業動線が高率的、かつ高収量で早期成園化が可能な省力樹形への転換も合わせて推進している。

このため、これらの競争力強化や省力化の取組に支援を行う。

第2 事業運営の方針

(公社)ふくおか園芸農業振興協会（以下「協会」という。）は、福岡県、全国農業協同組合連合会福岡県本部（以下「JA全農ふくれん」という。）と緊密な連携の下に、公正かつ効率的に本事業の運営を行う。

第3 事業の内容

本事業は、次に掲げる取組について助成する。

1 福岡県育成品種苗木導入事業

福岡県で育成された品種の生産拡大と安定供給を図るため、苗木を購入し、植栽する生産者に助成する。

2 ジョイント栽培導入事業

ジョイント栽培を導入し省力化を図るため、接ぎ木作業を委託する生産者に助成する。

3 果樹産地課題解決支援事業

果樹産地の維持・拡大やブランド力の強化等のため、課題の解決に向けて取り組みを実施するJAに助成する。

第4 事業実施主体、助成対象及び助成単価等

事業実施主体は県内JAとする。

助成対象者、補助対象となる経費及要件、助成単価等は別紙のとおりとする。

第5 事業実施期間

本事業の事業実施期間は、令和4年4月1日から令和7年3月31日までとする。

但し、事業実施期間中に第6を行った第3の3の事業は令和7年度まで継続できるものとし、第10は令和8年3月31日までとする。

第6 事業実施計画兼補助金交付申請等

- 1 事業を実施しようとする事業実施主体の長は、「福岡の果樹特別対策事業実施計画兼補助金交付申請書」（様式1－1～1－3。以下「実施計画兼補助金交付申請書」という。）を協会理事長に提出するものとする。
- 2 協会理事長は、提出された実施計画兼補助金交付申請書の内容が本要領に定める採択要件を満たし、かつ、その内容が事業目的等に適合すると認められるときは、審査の上、交付決定を行い、その旨を事業実施主体の長に通知するものとする（様式2）。

第7 申請内容の変更承認等

- 1 事業実施主体の長は、実施計画兼補助金交付申請書の記載事項について、次に掲げる変更をしようとするときは、「福岡の果樹特別対策事業補助金変更交付申請書」（様式3－1～3－3。以下「変更交付申請書」という。）を協会理事長に提出し、承認を受けなければならない。
（1）補助金の30%を超える増額又は減額
- 2 協会理事長は、1の承認をしたときは、補助金変更交付決定を行い、その旨を事業実施主体の長に通知するものとする（様式4）。

第8 補助事業の中止

事業実施主体の長は、補助事業を中止しようとするとき（支援対象者の変更を含む。）は、「福岡の果樹特別対策事業中止届出書」（様式5）を協会理事長に提出しなければならない。

第9 事業の実施

事業実施主体の長は、原則として補助金交付決定に基づき、事業を実施するものとする。

第10 実績報告及び補助金支払請求

事業実施主体の長は、事業の完了後、速やかに「福岡の果樹特別対策事業実績報告兼補助金支払請求書」（様式6－1～6－3。以下「実績報告兼支払請求書」という。）を協会理事長に提出するものとする。

第11 額の確定及び補助金の交付

協会理事長は、第10に基づき実績報告兼支払請求書の提出があったときは、審査の上、交付すべき補助金の額を確定し、事業実施主体の長に通知するとともに、補助金を交付するものとする（様式7）。

第12 関係書類の整備

- 1 事業実施主体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等（以下「関係書類」という。）を常に整備しておかなければならない。
- 2 事業実施主体は、関係書類を補助事業終了年度の翌年度から起算して5年

間整理保管しなければならない。

- 3 協会理事長は、本事業が適切に行われるために必要と認める場合には、事業実施主体に対し報告を徴する若しくは検査（関係書類の閲覧を含む）することができるものとする。

第 13 補助金の返還等

協会理事長は、事業実施主体及び支援対象者が次に掲げるいずれかに該当する場合は、交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- 1 故意若しくは過失により事業実施計画書等に不実の記載をしたとき。
- 2 交付を受けた補助金について、承認された本事業の経費として使用しなかったとき。
- 3 協会理事長から報告を求められた場合において、その報告を怠り、または故意若しくは過失によって虚偽の報告をしたとき。

第 14 この要領に定めるもののほか必要な事項は、協会理事長が別に定める。

付則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。